

古賀市子どもの誕生お祝い事業業務委託

【公募型プロポーザル実施要領】

令和7年2月

古賀市子ども家庭センター

目 次

- 1 業務概要
- 2 業務に要する費用（予定価格）
- 3 参加資格要件
- 4 スケジュール
- 5 企画提案書等
- 6 提出方法等
- 7 質疑応答
- 8 受託候補者の選定方法
- 9 契約に関する基本事項
- 10 参加事業者の失格
- 11 その他の留意事項
- 12 問い合わせ先（書類提出先）

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、社会の宝である全ての子どもの誕生をお祝いし、子育て家庭への切れ目ない支援を行うことを目的として、子育てに役立つ物品を古賀市で新たに生まれた子どもとその保護者へ交付するものである。

赤ちゃん用品の詰め合わせセットの調達にあたっては、費用対効果を維持しながらより質の高く子育て世帯に喜ばれる物品の調達を図る必要があるため、事業者の創意工夫を活かした提案を受けることが望ましいことから、公募型プロポーザルにより本業務の委託業者を選定するものとする。

(2) 事業名

古賀市子どもの誕生お祝い事業

(3) 事業期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務内容

別添「古賀市子どもの誕生お祝い事業業務委託仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり、審査決定後、提案等を受ける中で業務内容を決定し、変更する可能性がある。

2 業務に要する費用（提案上限額）

¥7,700円/セット（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の金額は、単価契約によるものである。

※発注予定数は350～400セット程度（1か年度）とする。

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すためのものであることを留意すること。参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）額を超えてはならない。

※本公募は令和7年度予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額の変更の可能性があることを留意されたい。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次のすべての要件を満たしていること。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないこととする。

- (1) 古賀市一般（指名）入札参加資格等に関する規程（平成9年4月告示第27号）第3条に規定する令和5・6年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿「事務・教育用品」、「繊維製品」、「日用雑貨」、「その他物品」、「サービス」のいずれかに登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。（共同企業体を除く。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱（平成18年3月告示第40号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、更生手続き開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。

- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

4 スケジュール

実施スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

項目	日時
プロポーザル実施の公表	令和7年2月21日（金）
参加申込書提出期間・質問書受付期間	令和7年2月21日（金）から 令和7年3月11日（火）16時まで
質問回答期限	令和7年3月14日（金）
企画提案書等提出期間	令和7年3月12日（水）から 令和7年3月26日（水）16時まで
審査会	令和7年4月上旬
受託候補者選定結果通知	令和7年4月中旬
受託候補者との仕様調整	令和7年4月中
委託契約の締結	令和7年4月下旬
事業開始	令和7年6月中予定
業務完了	令和8年3月31日

5 企画提案書等

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類全てを提出すること。

	提出書類名	様式
①	参加申込書	様式1
②	企画提案書（業務実施体制・業務工程表を含む）	様式2及び任意様式
③	会社概要書	様式3
④	業務実績書	様式4
⑤	見積書	任意様式
⑥	質問書	様式5

(2) 企画提案書（任意様式）

ア. 企画提案書の規格

- ・様式は任意とする。
- ・企画提案書はページ番号をつけること。なお、ページ数に制限は定めない。

イ. 企画提案書の記載内容

- ・提案品選定の理由やアピールしたいポイント
- ・提案品に係る説明（概要等）
- ・提案品の規格（セット全体の重量、大きさ等）

- ・提案品デザイン図又は写真（正面、厚みや立体感がわかる角度、各一枚）
- ・本業務の実施、提供体制（作業スケジュール、業務責任者等）

ウ. 留意事項

- ・別添「古賀市子どもの誕生お祝い事業業務委託仕様書」の業務内容に沿った企画提案書を作成すること。
- ・企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いるなど、可能な限り明瞭で専門的な知識を持たないものでも理解しやすい表現で記述すること。

(3) 見積書（任意様式）

ア. 見積書の規格

- ・様式は任意とする。

イ. 見積書の記載内容

- ・1セットあたりの価格（単価）を計上すること。

6 提出書類等

※書類の提出はいずれも下記アドレスに電子メールで行うものとする。

子ども家庭センターメールアドレス kosodateshien@city.koga.fukuoka.jp

(1) プロポーザル実施の公表

令和7年2月21日（金）から

(2) 配布方法

プロポーザルに関する様式は、本市公式ホームページ上でダウンロードすること。

(3) 提出方法 **〔5 企画提案書等〕**(1)の①の書類)

期間：令和7年2月21日（金）から令和7年3月11日（火）16時まで

※メール送信後、子ども家庭センター子育て支援係にメール送信確認の連絡をすること。

(4) 提出方法 **〔5 企画提案書等〕**(1)の②～⑤の書類)

期間：令和7年3月12日（水）から令和7年3月26日（水）16時まで

- ・企画提案書に関して、記載様式は任意とするが、提出するファイルの形式については Word、Excel、PowerPoint、PDF のいずれかとする。

※写真・デザイン等の画像データも企画提案書のファイル中に含めて作成すること。

- ・見積書に関して、記載様式は任意とするが、提出するファイルの形式については PDF とすること。

※提出期間内であれば、再提出（差替え含む）は可能とする。

7 質疑応答

(1) 質疑に係る提出書類

質問書（様式5）

(2) 質疑資格者

参加申込書の提出者

(3) 提出期限

令和7年3月11日（火）16時まで

(4) 提出方法

電子メール

(5) 提出先

古賀市保健福祉部子ども家庭センター子育て支援係

TEL:092-942-1515

E-Mail: kosodateshien@city.koga.fukuoka.jp

(6) 回答方法

回答は、全ての質問をとりまとめたうえで、全参加事業者に対し、令和7年3月14日(金)までに電子メールにて回答する。

ただし、質問の内容が、企画提案等の作成を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時回答することとする。

8 受託候補者の選定方法

○審査体制

選考方法は、企画提案書の内容について、審査基準に基づき選定委員会を設け審査する。

○審査方法

書面による。

○審査基準及び選定方法

選定方法は審査基準に基づき選定委員会で審査する。企画提案書、見積書等の内容を総合的に評価し、すべての選定委員の得点を平均した得点が最も高い提案者を最優秀提案者として受託候補者に選定する。なお、審査基準は下記のとおりとする。

◆プロポーザル審査基準

評価項目	評価・審査の内容	配点	
(1) 企画提案内容のコンセプト	仕様書に示す本事業の目的を踏まえた提案となっているか	10/10	
(2) 赤ちゃん用品の詰め合わせセットの仕様	複数種類（概ね6品目程度）の赤ちゃん用品が組み合わせられているか。	10	60/60
	赤ちゃん用品の組み合わせは、持ち運びしやすい形でパッケージングされているか。	5	
	デザインは性別にかかわらず利用できるものであるか。	5	
	乳幼児が利用する際の安全性が配慮されているか。	10	
	子育て世帯の幅広いニーズに応えられるよう、実用性の高い商品が提案されているか。	10	
	子育て世帯に喜ばれるような魅力ある商品が提案されているか。	20	
(3) 業務の実施体制	事業の安定的、継続的な実施体制がとられているか	10/10	
(4) 業務実績	赤ちゃん用品や子育て用品の取り扱い実績はあるか	10/10	

(5) 見積価格の 妥当性	見積価格が予定価格以内で、提案内容と照らして整合性のある 妥当な積算となっているか。 ※見積書により評価するため、提案書には記載不要。	10/10
合計		100/100

○企画提案書の内容についての質疑

審査の実施に当たって企画提案書の内容に質問がある場合については、参加事業者に対し別途質問を求めることがある。

○受託候補者選定結果通知

審査の結果については文書にて参加者全員に郵送で通知する。

なお、審査結果（最優秀提案者）については、当市ホームページにて公表する。

9 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

審査の結果、採点基準に基づき各選定委員の合計点数を平均し、得点が最も高い提案者を受託候補者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点の業者を受託候補者とし、交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則第118条第1項に従い、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、毎月の納入確認後、請求書にて毎月支払うものとする。

(5) 契約締結における個人情報の取り扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律および古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 審査の公平性を害する談合等の行為があった場合。
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合。

11 その他の留意事項

- (1) 参加を辞退する場合は、すみやかに下記問い合わせ先へ連絡すること。
- (2) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

- (4) 提出された企画提案書等については、返却しない。
- (5) 第三者に対し、業務の一部若しくは全部の実施を委託し、請け負わせることはできない。ただし、相当な理由があり、書面により市が承諾した場合についてはこの限りでない。
- (6) 提出資料は、審査作業に必要な範囲において複製する必要があることを承諾のこと。

12 問い合わせ先（書類提出先）

〒811-3116

福岡県古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

保健福祉部 子ども家庭センター 子育て支援係

TEL：092-942-1515 FAX：092-942-0404

E-Mail：kosodatehien@city.koga.fukuoka.jp